

令和2年4月15日

事務担当者様

日本ITソフトウェア企業年金基金

テレワークなどで届書作成にお困りの事務ご担当者様へ

平素より当基金の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

今般、国から新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令され、各事業所にはテレワークの導入などが求められているところです。

これに伴い、当基金にご提出いただく届出につきまして、以下のとおりご案内しますので、ご対応よろしくをお願いいたします。

①資格取得届・資格喪失届・基準給与変更届は、紙の帳票ではなく、エクセルファイルでも届出ができます。
※事業主が押印または署名を行った「データ形式届書総括票」のご提出が आवश्यकです。

②事業主が押印または署名を行うことが難しい場合、加入者関係の届出については、事業主代理人を選任し、事業主代理人の押印または署名で届出ができます。事業主代理人を選任する場合は「事業所関係変更（訂正）届」を当基金にご提出ください。
※事業所関係変更（訂正）届には事業主の押印または署名が必要です。

以上①及び②についての詳細は、当基金ウェブサイトをご参照ください。

トップページ > 事業主・事務担当者のページ > 届出の事務

https://www.its-kikin.or.jp/O4_jigyonushi/

③資格取得届・資格喪失届の提出期限 → 事実発生から30日以内
4月分掛金の計算に間に合わせるための提出期限 → 本年4月30日
これらの期限を過ぎても届出ができます。4月分の計算に間に合わなかった掛金は、5月分以降で調整します。
※事実発生から届出まで60日以上経過した資格取得届・資格喪失届には、事実発生を確認できる書類の添付をお願いしています。
※3年以上の加入者期間等があり、退職などにより給付の受給権が発生する皆様へのご案内の発送は、資格喪失届のご提出から3～5週間後になります。

ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

〈お問い合わせ〉

業務グループ：03-5114-5517（代表）